

インドネシア - 2件

1. ITBと京都大学が地熱探査技術開発における協力を強化

2020年7月23日



(PABUMNewsより抜粋)

バンドン工科大学(ITB)と京都大学は、「BAGUS プロジェクト」または、「有益で高度な地熱利用システム(Beneficial and Advanced Geothermal Use System)」を通じて、地熱資源探査技術開発分野での研究協力の強化を引き続き行う。23日付 PABUMNews 紙が伝えた。

2015年4月24日から2020年4月24日まで、ITBと京都大学が、持続可能な開発のための地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム(SATREPS: Science and Technology Research Partnership for Sustainable Development)の下で、「BAGUS」と呼ばれる研究プロジェクトを行っていた。ITB については国際協力機構(JICA)から、京都大学については科学技術振興機構(JST)から資金提供を受けた。また、インドネシア側はITBの他に、地質庁・鉱物資源石炭地熱エネルギーセンター(PSDMBP)、Star Energy Geothermal(Wayang Windu)Ltd.、および、PT Geo Dipa Energi(Persero)の3つの団体も協力していた。

京都大学は新たに2020年4月から2021年3月にかけて、JSTが主催する持続可能開発目標達成支援事業(Accelerating Social Implementation for SDGs Achievement)、aXis(アクシス)プロジェクトと呼ばれる共同研究を開始した。予算約80万米ドルのパトゥハ(Patuha)地熱鉱区におけるBAGUSプロジェクトの実施となる。今回のプロジェクトは、特に探査コストを削減するため、開発鉱区の地熱蒸気ポイントを検出する方法の高度化開発に重点を置いている。

BAGUS プロジェクトマネージャーのモハマッド・ヌール・ヘリアワン(Mohamad Nur Heriawan) 博士は、「これまでのところ、インドネシアの地熱開発の掘削の成功率は比較的低いことが判明している。そのため、本プロジェクトを通じて、地熱生産井掘削地点特定用の蒸気スポットを検出する技術を高め、地熱貯留層の掘削の成功率を高めることができる。」と語った。

インドネシアの研究者に対する JICA の貢献

JICA は設備の提供に加えて、インドネシア側からの研究者のためのトレーニング向け資金調達にも貢献した。その中には、京都大学で開催される 2 週間の地熱科学技術トレーニングコースも含まれている。ITB は 2016 年以降、このコースに毎年 13 名の参加者を派遣している(内訳:10 名の大学院生+3 名の若手研究者)。

BAGUS プロジェクトを通じた施設と人材開発への JICA の貢献は、ITB が地球科学全般、特に地熱エネルギーの拠点となることを支援している。

(出典:7 月 23 日付 PABUMNews 紙)

2. 政府、地熱エネルギー用コストリカバリー方式導入へ

2020 年 7 月 28 日

高い探査コストとリスクは、地熱開発を促進するための障害の 1 つであったが、政府は地熱開発事業者が負担した探査やインフラ開発にかかる費用を補填する「コストリカバリー方式」を導入しインセンティブを提供する。28 日付コンタン紙が伝えた。

この優遇策は、PT Perusahaan Listrik Negara (PLN) による新再生可能エネルギー (EBT) の電力購入に関する大統領令草案 (RPerpres) に盛り込まれた。クリーンエネルギーベースの電力開発をさらに奨励する価格体系を提供することを目的としている。

エネルギー政策の調査や提言を行うインドネシアの非政府組織 (NGO) Institute for Essential Services Reform (IESR) のファビー・トゥミワ (Fabby Tumiwa) 事務局長は、「これまで地熱事業の探査費用は事業者が直接負担し、その上で探査費用を加算して売電価格を設定していた。コストリカバリー方式になれば、地熱発電所からの売電価格が抑えられる。売電価格は地熱開発の課題である。起草中の EBT 規制が投資コストを削減する方法を提供できることを期待する。」と述べた。しかしファビー事務局長は、どのように削減できるのかの詳細は明らかにしなかった。地熱発電の価格は、場所と容量にもよるが、現在 kWh あたり約 9 米セント〜から 14 米セントである。

コンタン紙が取得した大統領令草案によると優遇策は下記の通りに盛り込まれた。

- 第 20 条第 3 項、政府の 1 つの支援形態として、地熱探査コストの補償という形で財政的インセンティブを提供する。

- 第 31 条第 1 項、政府が探査およびインフラ開発のコストを次のように補償できる。
 - (a) 地熱許可証 (IPB) の所有者、
 - (b) 地熱資源の譲歩の所有者および/または
 - (c) 契約の所有者地熱資源の運用の共同運用
- 第 31 条第 3 項、地熱発電事業が商業運転を開始した後に、政府が探査やインフラ開発費用を補填する。

(出典:7 月 28 日付 KONTAN 紙)